

環水大大発第 1308304 号
平成 25 年 8 月 30 日

各

都道府県
政令市

 大気環境担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」の策定について

平成 22 年 10 月 15 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」において、「PRTR データを活用した大気濃度シミュレーションの実施等により、モニタリングの効率化を検討すること」とされたことから、PRTR データ等を活用したモニタリングの効率化の具体的方法について検討を行ってきたところである。

今般、別紙のとおり「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」が改正されたことを踏まえ、具体的な PRTR データの活用方法等を補足するため、「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」（別添）を策定したので通知する。

各都道府県及び政令市におかれては、本ガイドラインを参考にし、有害大気汚染物質モニタリングを適切に実施するようお願いしたい。